

## 林業信用保証に係る出資金の払戻し状況について

### 1 概要

平成 30 年 6 月の独立行政法人農林漁業信用基金法の改正により、農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）においては、平成 30 年 6 月 1 日から政府及び都道府県以外の出資者（以下「出資者」という。）について、求償権を有する者等を除き、請求に基づいて出資金の全部又は一部の払戻しが可能となった。

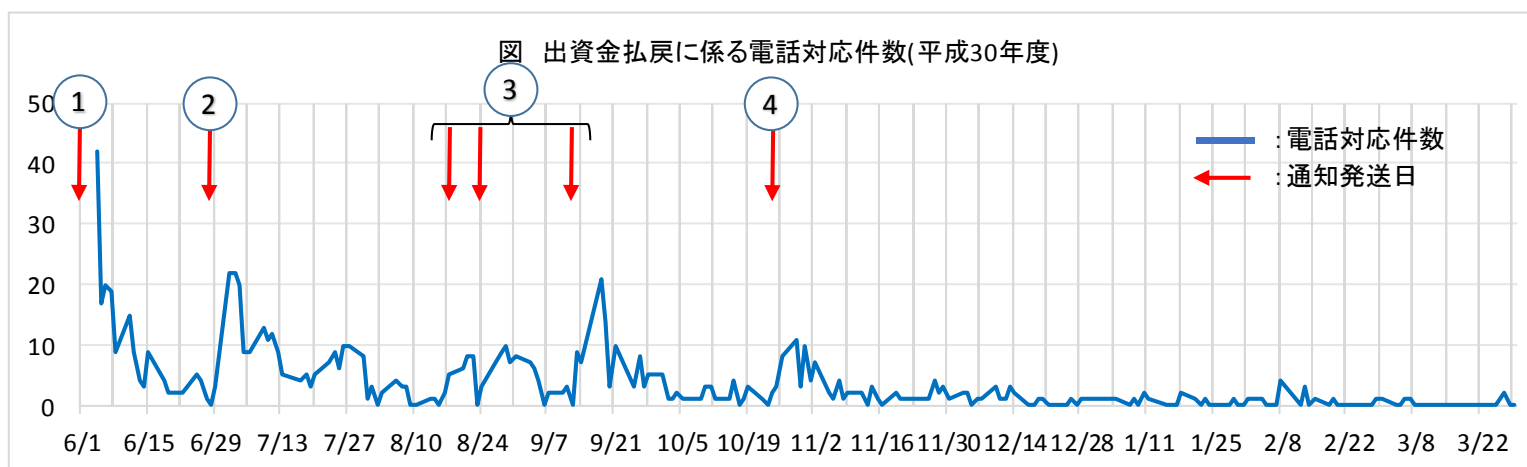
このため、信用基金では払戻しが可能な出資者に制度改正の内容や必要な手続について周知を図り、平成 30 年度末時点で出資者 785 者に対して 5 億 3,659 万円の払戻しを実施した。

### 2 払戻しに係る取組

- (1) 信用基金において、出資金の払戻しについては、これまで林業信用保証の利用が終了した多くの出資者から要望されていたことから、改正法が施行された平成 30 年 6 月 1 日に信用基金の WEB サイトに払戻しに係る特設ページを開設し、改正内容の周知を図った。
- (2) 次に、払戻しが可能な出資者約 3,500 者に対して、制度改正や払戻し手続に関する案内文書を送付した。その際、問合せ等の集中による混乱を防ぐため優先度を勘案し以下の 4 グループに区分した上で、6 回に分けて文書を発送した。
  - ① 法改正前に出資金の払戻しを希望し譲渡申請書を提出していた者（6/1）
  - ② 法改正前に実施したアンケート調査で払戻しを希望していた者（6/28）
  - ③ 現在、信用保証を利用していない者（8/17、8/24、9/12）
  - ④ 保証利用中だが出資額に余裕（払戻し可能額）がある者（10/24）

WEBサイト又は案内文書を見た出資者等からの問合せは、平成30年度末までに約700件あった。問合せの多くは案内文書の送付から2週間までの間(図参照)にあり、最大1日当たり42件の日もあったが、臨時的に職員の応援態勢を図った結果、混乱等もなく払戻し手続きを進めることができた。

問合せの主な内容は、相続に係る必要書類、会社清算時の処理方法、払戻しに係る日数等であった。



### (3) 事務処理状況

払戻請求書は、案内文書が届いた出資者3,145者のうち818者(26%)から提出されたが、そのうち約4割の請求書に相続に係る証拠書類の添付漏れや法定相続人の印鑑漏れ、又は法人の出資者が個人名で申請している、信用基金で登録している住所と相違している等の不備があり、その都度修正を依頼して事務処理を進めた。

### (4) 払戻し状況

平成30年度末までに払戻しを行った者は785者で、払戻金額は5億3,659万円(表参照)となったが、現在は1ヶ月当たり10件、5百万円程度で推移している。

表 出資金の払戻しに係る対応状況(平成30年度)

区分	通知等 件数			払戻等件数		払戻等金額
	注	未達件数	到達件数	(対到達)		
① 法改正前に出資金の払戻しを希望し譲渡申請書を提出していた者	308	6	302	271	(90%)	215,167,420
② 法改正前に実施したアンケート調査で払戻しを希望していた者	656	35	621	235	(38%)	64,038,540
③ 現在、信用保証を利用していない者	1,806	402	1,404	184	(13%)	134,797,265
④ 保証利用中だが出資額に余裕のある者	753	0	753	30	(4%)	30,432,179
WEBサイト等を見て自ら連絡してきた者	65	0	65	65	(100%)	92,151,370
計	3,588	443	3,145	785	(25%)	536,586,774

注：出資者総数は、5,511者。そのうち、所在不明者、求償権を有する者、保証利用中で払戻可能な出資金の無い者を除く者に対して通知等を実施。

### 3 今後の対応

今後も保証利用の終了時に、保証利用を継続する意思のない出資者から払戻し請求があると予想されるが、払戻し件数は昨年度と比べて大幅に減少すると考えられ、払戻し請求があった場合には、中期計画に定めた標準処理期間（30日以内）に適切に対応したい。

引き続き、出資金の払戻しが可能なことについては、ホームページに掲載するとともに、各種会議等の機会を利用して周知を図っていく考えである。